

鐵道車両等生産動態統計調査票記入要領

第1号様式

【鐵道車両生産（新造）調査票】

国土交通省 総合政策局

情報政策課 交通経済統計調査室

1 調査の目的

鉄道車両等生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、鉄道車両及び同部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計調査です。

本調査の結果は、「鉄道車両等生産動態統計月報・四半期報・年報」としてとりまとめ、鉄道車両工業関連施策の基礎資料としている他、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計（国民経済計算・産業連関表等、政府が作成する重要な統計）作成の基礎資料など幅広く活用されています。

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、統計法第13条では、正確な統計を作成するために、調査に回答する義務（報告義務）が定められています。

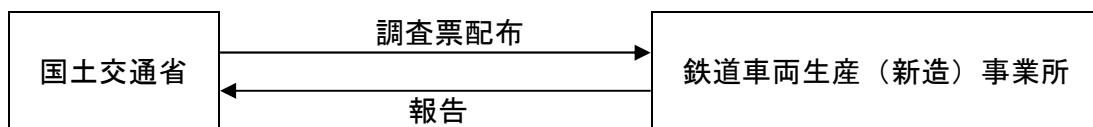
調査票の回答内容は、統計法第41条に基づき厳格に保護されます。

また、調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されます。

2 調査の対象

本調査〔鉄道車両生産（新造）〕は、**全国の鉄道車両の新造を行う全ての事業所**を対象に行っています。1つの企業で複数の工場や事業所をお持ちの場合は、それぞれの工場や事業所が調査の対象となります。

3 調査の流れ



- (1) 調査票の提出先
国土交通大臣（国土交通省 総合政策局 情報政策課 交通経済統計調査室）あてに提出してください。
- (2) 調査票の提出期限
調査月の翌月15日までに提出してください。
- (3) 電子申請システムを利用して、インターネットにより電子的に報告を行うことができます。

<オンライン申請><https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※調査票様式は、鉄道車両等生産動態統計調査ホームページからダウンロードできます。
<URL><https://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html>

4 記入要領

(1) 調査票の種類

「鉄道車両生産（新造）調査票（第1号様式）」を使用してください。

(2) 本調査における鉄道車両とは、鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の事業の用に供する車両のことです。

(3) 金額について

① 計上金額は、**消費税を含む**「生産者販売価格」（鉄道事業者との契約価格）を用いてください。

② 千円単位とし、千円未満は四捨五入してください。

③ **輸出の場合は、消費税を含まない「F・O・B価格」**を用いてください。

④ 受注時点で金額が確定していないときは暫定的な金額により計上し、確定時点で当該月の調査票に該当する索引番号と受注欄に増減分を記入(+、-符号を付ける。)し、提出してください。

(4) 基本事項

① 調査月・・・(○○○○年○○月分)に該当する調査月を記入してください。

② 事業所名・・・略称を用いず、正式名称を記入してください。

③ 所在地・・・事業所の所在地を記入してください。

④ 管理責任者名・・・事業所の管理責任者の氏名を記入してください。

⑤ 索引番号・・・「鉄道車両等品目分類表」（別添1）を参考に、該当する索引番号を右詰で記入してください。なお、番号付けが困難な場合は、当省までお問い合わせください。備考欄に詳細をご記入ください。

- ⑥ 需要先・・・最終需要者（鉄道車両の使用者）について、『1. JR』、『2. 民鉄等』、『3. 輸出』から該当する番号を○で囲んでください。

『1. JR』、『2. 民鉄等』の場合は『公的企業、公的企業以外』のいずれか該当する□にチェックをしてください。（公的企業（※）については別添2の「公的企業一覧表」をご参照ください。）

需要先が公的企業に該当すると思われるもので公的企業一覧表に記載のない場合は当省までお問い合わせください。

注1：地方公共団体発注車両については、『2. 民鉄等(公的企業)』として取り扱ってください。

注2：『3. 輸出』については、**輸出先国名を「国名」欄に記入してください。**

注3：最終需要者が不明な場合は、直接の納入先を記入してください。

※公的企業とは・・・特殊法人及び独立行政法人等であって、政府による監督・所有関係（政府による出資率50%以上であること等）が存在するもの等。

- ⑦ 受注・・・車両数及び金額は商品名別、需要先別に調査月（1日～末日）該当分について記入してください。

受注時点は、当該事業所において受注した時とします。また、編成受注を行った場合は、車両数（編成単位ではなく、車両単位）及び金額をそれぞれ該当する車種別に、調査票へ記入してください。例えば、1編成10両の場合、車両数及び金額は商品名ごとに記入していただき、1編成すべての商品名別で記入いただいた合計車両数が10となるようご記入ください。

- ⑧ 生産・・・車両数及び金額は商品名別、需要先別に調査月（1日～末日）該当分について記入してください。

生産時点は、原則として工場内で完成し、完成検査を行った時とします。したがって、完成するまで数ヶ月を要する製品の生産高は、完成時点における月にその月の生産高として記入してください。

- ⑨ 月末受注残・・・仕掛品も月末受注残として扱ってください。

【計算式】

「調査月月末受注残」＝

「調査月前月月末受注残」＋「調査月受注」－「調査月生産」

5 記入上の注意

- (1) 契約の解除、変更に伴う車両数・金額の変更は、変更内容の確定後、生産した月の調査票に確定車両数及び金額を生産欄に入れ、増減分を受注欄に計上（＋、－符号を付ける。）してください。
- (2) 輸出向け受注については、**事業所が当該輸出車両の製造を請け負った月に必ず計上してください。** 商社又は他事業所が契約したものの請負であっても「需要先」欄では輸出として取扱い、併せて**輸出先の国名を記入**してください。
- (3) 新造メーカー相互間の横割り式の共同受注形態をとった場合については、車両の組立完成を行う事業所が車両数及び金額を一括計上し、他の事業所は鉄道車両部品として第2号様式の「6. 車両又は部品メーカー（鉄道車両部品のみ記入）」欄に計上してください。なお、縦割り式の形態の場合は車両数及び金額とも、それぞれ自己の持分を計上してください。ただし、一方が鉄道車両の受注契約を行い、車体組立は他の事業者が行う形態においては、前者が取りまとめて計上してください。
- (4) 事業所の休止、閉鎖、名称変更の場合等について
 - ① 事業所が操業を休止した場合、休止後1ヶ月間は調査票を提出してください。
なお、この場合は、必ず調査票の欄外余白部分に「休止予定期間」を朱書きしてください。
 - ② 事業所を閉鎖された場合は、調査票の欄外余白部分に「〇年〇月〇日閉鎖」と朱書きしてください。なお、この場合、翌月から調査票を提出する必要はありません。
 - ③ 会社名若しくは事業所名を変更した場合は、その都度、調査票欄外余白部分に「旧名称及び名称変更年月日」を朱書きしてください。
- (5) 鉄道車両の製造をやめた場合は、停止後1ヶ月間は調査票を提出し、調査票の備考欄に「〇年〇月〇日転換又は停止」と朱書きしてください。
- (6) 調査対象に該当する受注・生産を行わず、月末受注残もない月については、調査票欄外に「該当事項なし」と記入し調査票の提出をお願いします。
- (7) 毎月末日で締め、その月の初めから月末までの期間についての内容を調査票に記入してください。
- (8) 調査票を提出した後で、記入間違い等のため、訂正が必要となる場合は、直ちに当省へご連絡をお願いします。
- (9) 調査票の記入が複数枚となる場合は、それぞれの調査票に事業所名、所在地名を記入

し、何枚分で何枚目（例えば1/5～5/5等）かを欄外余白部分に記入してください。

(10) 記入に際してご不明な点がございましたら、当省までお問い合わせください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館14階

国土交通省 総合政策局 情報政策課

交通経済統計調査室 企画調整第二係

03-5253-8111（内線28-722）

03-5253-8346（直通）

hqt-tetsudousyaryou-toukei@gxb.mlit.go.jp (e-mail)

鉄道車両等生産動態統計調査ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html>